

大和市告示第166号

大和市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則取扱要綱を次のように定める。

平成27年8月31日

大和市長 大木 哲

大和市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大和市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成27年大和市規則第 号。以下「規則」という。）の実施に際し、必要な事項を定めるものとする。

(市長が適切であると認めるもの)

第2条 規則第3条第2項第1号、第4条第2項第1号及び第5条第1項第1号に規定する市長が適切であると認めるものは、次に掲げる委員会等とする。

(1) 既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会規約に基づく耐震判定委員会登録要綱の規定により登録された耐震判定委員会（以下「耐震判定委員会」という。）

(2) 前号に掲げる委員会と同等以上の知識及び経験を有し、公正に耐震判定の判断がされるものとして市長が認める委員会等

(建築物の計画の認定の申請に係る添付書類)

第3条 規則第3条第2項第1号に規定する書類は、耐震判定委員会が建築物の安全性の評価における妥当性について、判定した内容を記載した図書（以下「判定書」という。）の写しとする。

(地震に対する安全性に係る認定申請書に添付する書類)

第4条 規則第4条第2項第1号に規定する書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 判定書の写し

(2) 一戸建ての住宅又は併用住宅であり、かつ、地上2階建て以下の木造建築物にあつては、一般財団法人日本建築防災協会が定める一般診断法又は精密診断法による耐震診断書

(区分所有建築物の耐震改修の必要性の認定申請書に添付する書類)

第5条 規則第5条第1項第1号に規定する書類は、判定書の写しとする。

(申請の取下げ)

第6条 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）第17条第1項、法第22条第1項又は法第25条第1項に規定する申請をした者が、当該申請を取り下げようとする場合は、認定申請取下届により市長に届け出なければならない。

(認定しない旨の通知)

第7条 市長は、法第17条第3項、法第22条第2項又は法第25条第2項に規定する認定をしない時は、速やかに、認定をしない旨の通知書によりその理由を付して申請者に通知するものとする。

(計画の変更)

第8条 法第18条第1項に規定する認定事業者(以下「認定事業者」という。)は、同項の規定による計画の変更の認定を受けようとするときは、あらかじめ、その変更の内容について市長と協議を行った上で、計画変更認定申請書に計画の変更の部分に係る変更前及び変更後の図書を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出を受けたときはその内容を審査し、変更の認定をするときは、変更認定通知書により通知するものとする。

(工事の取止め)

第9条 認定事業者は、法第19条に規定する計画認定建築物(以下「計画認定建築物」という。)に係る工事を取り止めたときは、認定申請取止届に計画の認定通知書を添えて、市長に届け出なければならない。

(工事完了の報告等)

第10条 認定事業者は、計画認定建築物の工事が完了したときは、速やかに工事完了報告書により市長に報告するものとする。

2 市長は、前項の工事完了報告書の提出を受けたときは、認定建築物の工事が認定を受けた計画に従って行われているかどうかを検査し、適切である場合は、工事完了確認書によりその旨を通知するものとする。適切でない場合は、認定事業者に対し、その改善に必要な措置を取るよう求めるものとする。

(報告の徴収)

第11条 計画認定建築物の状況についての報告の徴収は、計画認定建築物の耐震改修の状況報告書により行うものとする。

(改善命令)

第12条 法第20条の規定による改善の命令は、計画認定建築物改善命令書により行うものとする。

(計画の認定の取消)

第13条 法第21条の規定による計画の認定の取消しは、計画認定取消通知書により行うものとする。

(様式)

第14条 この要綱の規定により使用する書類の様式は、別に定める。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

## 別表（第15条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	認定申請取下届	第6条
第2号様式	認定をしない旨の通知	第7条
第3号様式	計画変更認定申請書	第8条
第4号様式	変更認定通知書	第8条
第5号様式	認定申請取止届	第9条
第6号様式	工事完了報告書	第10条
第7号様式	工事完了確認書	第10条
第8号様式	計画認定建築物の耐震改修の状況報告書	第11条
第9号様式	計画認定建築物改善命令書	第12条
第10号様式	認定取消通知書	第13条